

高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会 設置要綱

(目的)

第1条 高度医療・人材育成拠点（以下「拠点」という。）に求められる役割を確実に果たすことができる、柔軟で機動力のある業務執行が可能な運営形態を検討するため、「高度医療・人材育成拠点の運営形態のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 あり方検討会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 2 拠点の運営形態に関する事項
- 3 その他、前条の目的を達成するためにあり方検討会が必要と認める事項

(組織)

第3条 あり方検討会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合又は増員した場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 あり方検討会には、会長を1名置くこととし、広島県が指名する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をあり方検討会へ参加させることができる。

(運営)

第4条 あり方検討会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、あり方検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に選任される委員の任期は、令和5（2023）年3月31日までとする。

(別表) 第3条関係

氏名	所属・職名
影本 正之	地方独立行政法人広島市立病院機構 副理事長
吉川 正哉	一般社団法人広島県医師会 副会長
工藤 義樹	広島大学病院 病院長
谷田 一久	東京都立大学 客員教授
西田 在賢	広島県公立大学法人県立広島大学 特任教授
林 行成	広島国際大学 健康科学部医療経営学科 教授
古川 善也	広島赤十字・原爆病院 院長
山本 恭子	公益社団法人広島県看護協会 会長
和田 頼知	和田公認会計士事務所 所長